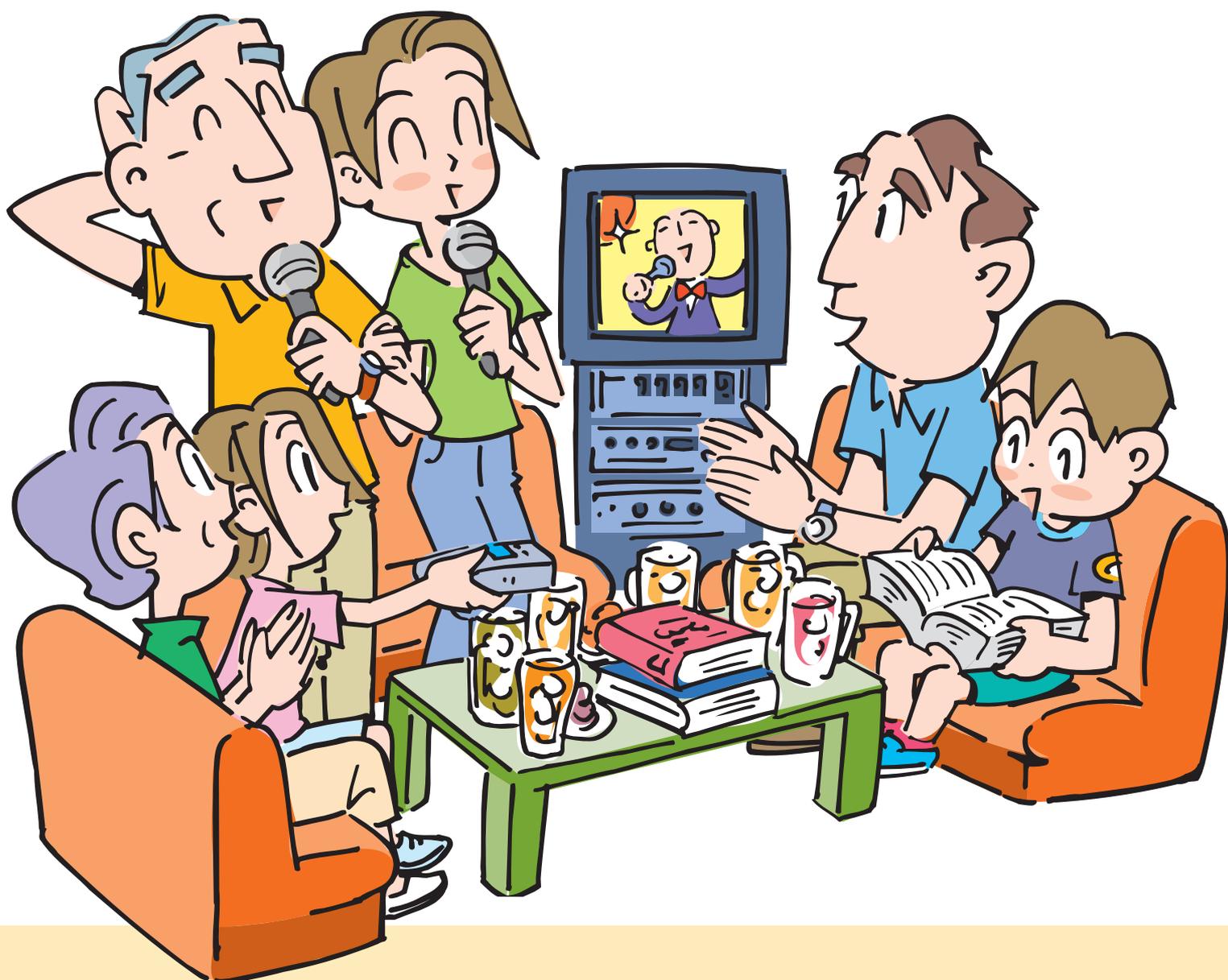


青少年の非行防止に向けたカラオケボックス運営における

自主規制基準



平成 28 年度版

制作 一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会

監修 警察庁生活安全局少年課

後援 公益財団法人全国防犯協会連合会 全国風俗環境浄化協会

公益社団法人全国少年警察ボランティア協会

- 少年による犯罪 2
- 最近の主な少年犯罪 2
- 少年による不良行為 3
- 少年の犯罪被害 3
- カラオケボックスに関する問題 4
- カラオケボックスに関する事件 5
- 少年の非行・被害防止のためこんな対策があります。 6
- 青少年健全育成におけるカラオケ営業者の注意すべき点 7
 - ・ 未成年者喫煙禁止法
 - ・ 未成年者飲酒禁止法
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
 - ・ 都道府県青少年保護育成条例
- 運営上、次のことに注意して下さい。 9
 - ・ 運営管理基準
- 青少年のカラオケボックス来店時の対応 10
 - ・ 飲酒・喫煙について
 - ・ 青少年健全育成条例について

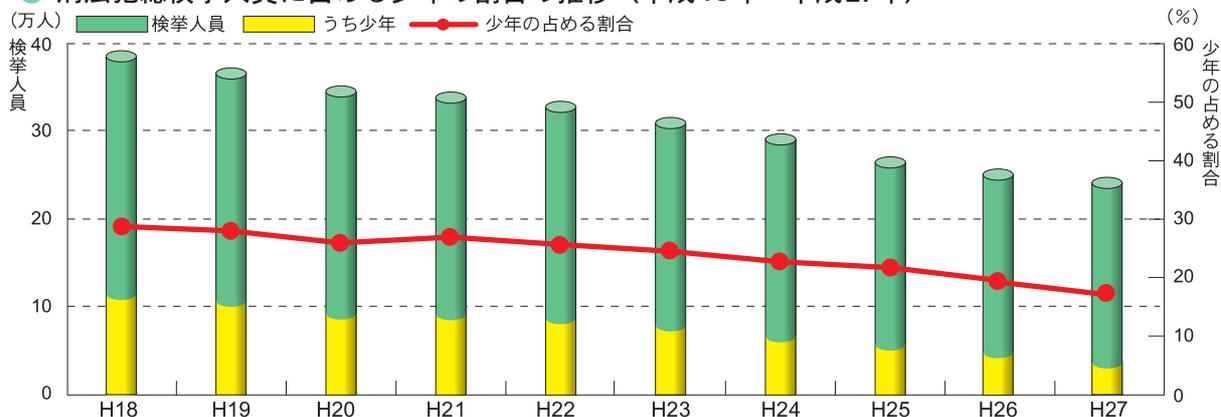


少年による犯罪

平成 27 年における刑法犯少年^{注1}の検挙人員は 3 万 8,921 人（前年比 19.5%減）であった。また、人口比^{注2}については 5.5（同 1.3 減）で成人（1.9）の約 2.9 倍であった。

また、成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は 16.3%で、前年を 3.0 ポイント下回った。

● 刑法犯総検挙人員に占める少年の割合の推移（平成 18 年～平成 27 年）



検挙人員	384,250	365,577	339,752	332,888	322,620	305,631	287,021	262,486	251,115	239,355
うち少年	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361	38,921
少年の占める割合	29.4	28.2	26.8	27.1	26.6	25.4	22.8	21.5	19.3	16.3

● 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（平成 18 年～平成 27 年）



検挙人員	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361	38,921
人口比	14.8	13.8	12.4	12.4	11.8	10.7	9.1	7.8	6.8	5.5

注1: 刑法犯少年とは、交通業過を除く刑法犯で検挙した14歳から19歳までの少年をいう。注2: 人口比とは、14歳から19歳までの少年人口1,000人当たりの検挙人員をいう。



最近の主な少年犯罪

事例

平成 27 年 2 月、無職少年 2 人（18、17 歳）、有職少年（17 歳）は共謀の上、河川敷において、男子中学生（13 歳）の首を刃物で突き刺すなどして殺害した。同月、少年 3 人を殺人罪で検挙した。（神奈川県）

事例

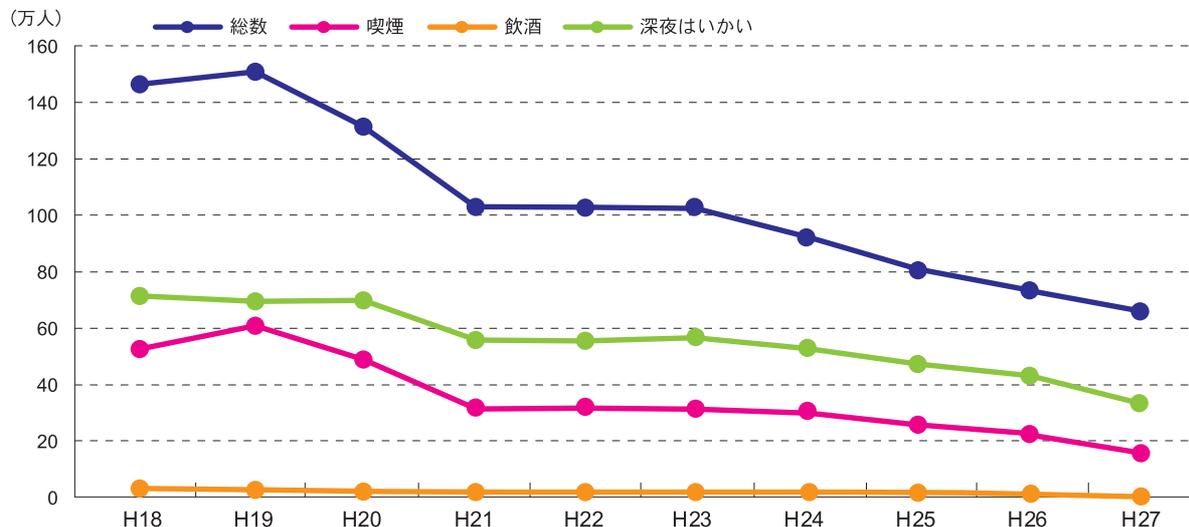
平成 27 年 7 月、男子高校生（17 歳）は、路上において、通行中の男性（65 歳）の首等を刃物で突き刺すなどして殺害した上、現金在中のバッグを強取した。同月、少年を強盗殺人罪で検挙した。（愛知県）

事例

平成 27 年 5 月、男子高校生 2 人（18、17 歳）は、氏名不詳の者らと共謀し、息子の勤務先の社員等を装って男性（78 歳）宅に電話をかけ、「息子さんが会社のお金を流用した。緊急逮捕される可能性がある。逮捕を免れるには示談金 300 万円が必要である。」等と嘘を言った後、路上で現金を受け取ろうとした。同月、少年 2 人を詐欺未遂罪で検挙した。（警視庁）

少年による不良行為

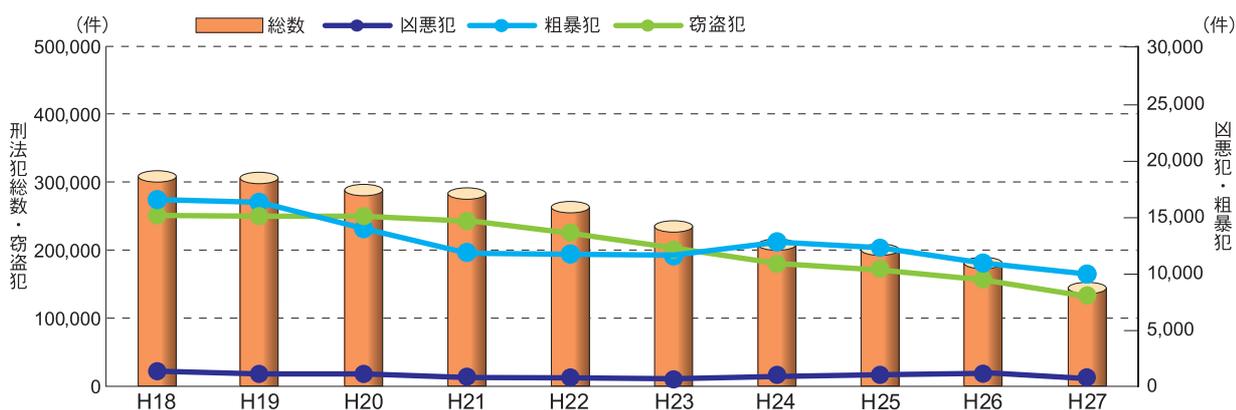
平成 27 年の不良行為少年の補導人員は 64 万 1,798 人（前年比 12.2%減）であった。態様別では、深夜はいかい、喫煙が全体の約 9 割を占めている。



総数	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798
喫煙	557,079	602,763	497,658	364,956	363,658	353,258	303,344	257,043	225,920	198,555
飲酒	29,288	24,406	18,973	17,028	17,089	16,724	15,481	14,153	12,191	11,681
深夜はいかい	719,732	795,430	732,838	554,078	549,798	564,575	526,421	472,852	429,943	373,132

少年の犯罪被害

平成 27 年の少年が主たる被害者となった刑法犯の認知件数は 15 万 1,644 件（前年比 15.7%減）であった。



総数	309,104	304,685	290,206	276,956	260,759	233,725	211,821	199,999	179,915	151,644
凶悪犯	1,462	1,345	1,237	1,114	1,040	971	1,032	967	905	769
粗暴犯	16,784	15,775	14,471	13,007	12,889	12,068	12,871	12,262	10,911	9,589
窃盗犯	261,718	260,560	251,275	242,350	228,409	204,349	183,079	172,677	155,210	130,240

カラオケボックスに関する問題

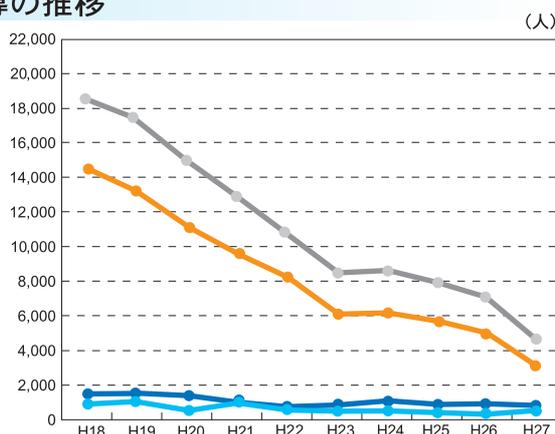
平成 27 年のカラオケボックスに関する不良行為少年の補導人員は 5,389 人（前年比 23.9%減）と減少した。態様別では、引き続き喫煙が全体の約 7 割を占めている。

また、少年犯罪の検挙人員は 116 人で前年と同数であった。

一方、少年が犯罪被害者となった福祉犯罪の検挙人員は 65 人（前年比 4.8%増）であった。

カラオケボックスにおける不良行為少年の補導の推移

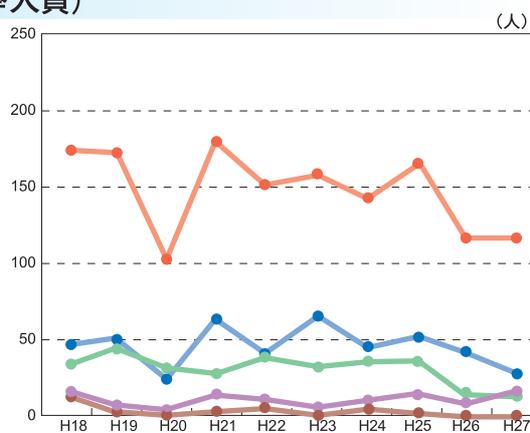
区分・年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総 数	18,286	17,602	14,849	12,964	10,841	8,342	8,553	7,956	7,084	5,389
喫 煙	14,186	13,352	11,319	9,461	8,310	6,068	6,143	5,669	5,010	3,540
飲 酒	954	1,074	643	1,072	570	493	512	418	364	414
深夜はいかい	1,527	1,561	1,401	1,156	832	950	1,066	884	923	781



カラオケボックスにおける少年犯罪の推移(検挙人員)

区分・年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総 数	176	171	105	181	152	158	143	166	116	116
傷 害	35	44	30	28	38	32	35	35	15	14
暴行・暴力行為	19	8	3	15	10	5	10	13	10	15
窃 盗	48	51	25	68	40	65	45	51	41	29
強 盗	13	2	0	2	5	0	4	1	0	0

(注) 傷害には傷害致死を、強盗には強盗致傷を含む。

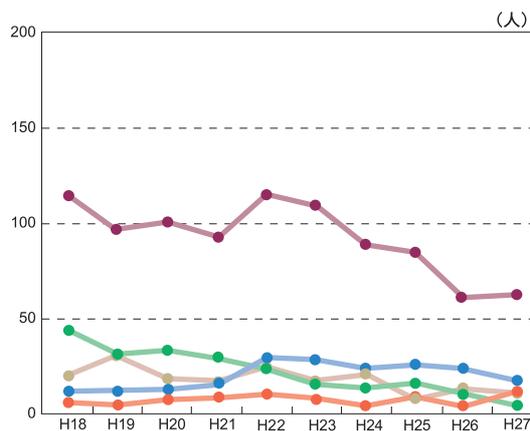


カラオケボックスにおける福祉犯罪の推移(検挙人員)

区分・年次	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総 数	115	96	105	94	117	109	89	85	62	65
酒・たばこ提供等	20	30	22	18	27	17	21	8	13	10
深夜入場禁止	45	31	36	30	26	16	14	16	11	4
いん行	12	12	13	15	29	28	24	26	24	17
児童買春	6	4	8	9	10	7	4	9	4	11

(注1) 福祉犯罪とは、少年の福祉を害し、又は少年に有害な影響を与える犯罪をいう。

(注2) 酒・たばこの提供等は、風適法違反(酒・たばこの提供)、未飲法違反、未喫法違反及び青保条例違反(飲酒・喫煙の場所提供)の合計である。



🔪 カラオケボックスに関する事件

事件

1

カラオケボックス経営者が、深夜、青少年を客として入店させた事件



事件

2

男性客がカラオケボックス内で同伴した女子児童から下着を買い受けた事件



事件

3

男性客がカラオケボックス内で女子児童を相手に児童買春した事件



事件

4

カラオケボックス内で飲酒した少年が同店店長に暴行した事件



事件

5

男性客がカラオケボックス内で同伴した女子児童の胸部等をスマートフォンで撮影し、児童ポルノを製造した事件



 **少年の非行・被害防止のためこんな対策があります。**

カラオケボックスが少年非行や少年が被害に遭う犯罪の温床とならないようにすること

**対策
1**

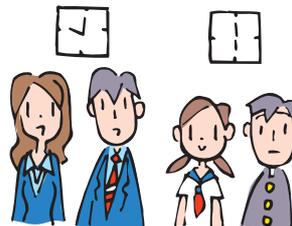
カラオケを主たる目的としない利用（わいせつ行為等）を禁止する。



**対策
2**

16歳未満は午後6時まで、18歳未満は午後10時までの利用時間とする。

(注) 青少年の利用時間の制限は各都道府県の青少年保護育成条例等によるものとする。



**対策
3**

室内を見通せるよう、窓を設け、室内の明るさを確保し、定期的に巡回する。



**対策
4**

飲酒・喫煙などをしている少年を見かけたら、その場で注意してやめさせる。



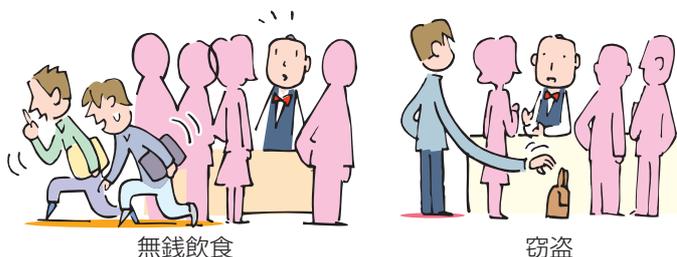
**対策
5**

酒・たばこの自動販売機は、従業員の目の届くところに設置する。



**対策
6**

少年の非行又は犯罪を見かけたり、聞いたりしたら、すぐ警察へ通報する。



青少年健全育成におけるカラオケ営業者の注意すべき点

未成年者喫煙禁止法

未成年者喫煙禁止法により、未成年者（満 20 歳未満の者）の喫煙は禁止されています。

また、販売者は、たばこを販売する場合において、未成年者と思われる者に対して年齢の確認その他の必要な措置を講じることとされています。

未成年者が喫煙を知ってたばこを販売した場合、50 万円以下の罰金に処せられます。

未成年者喫煙禁止法に係る販売者の注意点

未成年者の喫煙を防止するため、たばこの販売においては、販売者が購入者を確認した上で販売を行ういわゆる「対面販売」を心掛けるとともに、未成年者喫煙防止に資するため、下記の措置を講ずることに、一層積極的に取り組むこと。

- 1 未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底
- 2 未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められるたばこの自動販売機の撤去又は設置場所の変更
- 3 未成年者の購入を防止するための、たばこの自動販売機の適正な管理（販売者等のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。）の徹底
- 4 たばこの特性、未成年者の心身に対する影響及び未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施
- 5 未成年者喫煙禁止法の内容の周知徹底
- 6 ポスターの掲示などによる未成年者喫煙防止の注意喚起

未成年者飲酒禁止法

未成年者飲酒禁止法により、未成年者（満 20 歳未満の者）の飲酒は禁止されています。

また、販売者は、酒類を販売する場合において、未成年者と思われる者に対して年齢の確認その他の必要な措置を講じることとされています。

未成年者が飲酒を知って酒類を販売した場合は、50 万円以下の罰金に処せられます。

未成年者飲酒禁止法に係る販売者の注意点

未成年者の飲酒を防止するため、酒類の販売においては、酒類の特性を理解している者が購入者を確認した上で販売を行ういわゆる「対面販売」を心掛けるとともに、未成年者飲酒防止に資するため、下記の措置を講ずることに、一層積極的に取り組むこと。

- 1 未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底
- 2 特に夜間における未成年者の酒類購入を責任をもって防止できる者を配置するなど販売体制の整備
- 3 未成年者が酒類を清涼飲料水と誤認して購入しないよう、酒類特に清涼飲料的な酒類と清涼飲料水との分離陳列の実施
- 4 未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機（以下「改良型酒類自動販売機」という。）以外の酒類自動販売機の撤廃及び設置した改良型酒類自動販売機の適切な管理
- 5 ポスターの掲示などによる未成年者飲酒防止の注意喚起
- 6 アルコール飲料としての酒類の特性、特に未成年者の心身に対する悪影響及び未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施方法などの従業員研修等の実施

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、飲食店営業を営む者は、次の行為等が禁止されています。

次の禁止行為に違反した場合は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金（併科されることもあります。）に処せられるとともに6月を超えない範囲内で営業停止の行政処分が科せられる場合があります。

- 1 午後10時から翌日の午前6時までの時間に18歳未満の者を客に接する業務に従事させること
- 2 午後10時から翌日の午前6時までの時間に18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること
- 3（保護者同伴の場合は除きます。）

営業所において20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること

注）1及び2の禁止行為は、主として食事を提供する飲食店等は除外されています。

都道府県青少年保護育成条例

都道府県ごとに定める青少年保護育成条例により、カラオケボックス等の施設の営業者等は、次の行為が禁止されています。この禁止行為に違反した場合は処罰の対象となることがあります。

- 1 深夜（条例ごとに定義されている時間帯）において、営業所に青少年（18歳未満の者）を立ち入らせること
- 2 青少年が飲酒又は喫煙の行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をすること

なお、こうした規定以外にも、営業所の入り口等見やすいところに、青少年の深夜における入場を禁止する旨を掲示しなければならないことや深夜営業を営む事業者等は施設内・敷地内にいる青少年に帰宅を促すよう努めることが規定されている場合もあります。

青少年の入場禁止（深夜）

〇〇県青少年健全育成条例第〇〇条の〇第〇項の規定により、午後11時から翌日の午前5時までの間は青少年は、入場することができません。

〇〇県カラオケボックス協会

掲示例1

当店は、〇〇県青少年保護育成条例により、午後10時から翌日の午前4時までの間は青少年の入場させることが禁止されますので、十八歳未満の方の御入場をお断りします。

〇〇県カラオケボックス協会

掲示例2

（注）青少年の利用時間の制限は各都道府県の青少年保護育成条例等によるものとする。

運営上、次のことに注意して下さい。

カラオケボックスは歌って楽しむところです。誰でも安心して楽しめるよう健全営業に努めてください。

運営管理基準

- | | |
|---|---|
| <p> 客室の利用目的の制限</p> | <p>1. 客室は、カラオケ歌唱を主たる目的とした営業以外には利用しないものとする。</p> |
| <p> 年齢の確認</p> | <p>2. 利用者を入店させるに際し、未成年者と思われる者に対しては、身分証明書等の掲示を求め、その年齢を確認する。</p> |
| <p> 青少年の利用時間の制限</p> | <p>3. 16歳未満の利用者は午後6時以降、18歳未満の利用者は午後10時以降利用させない。
(注) 青少年の利用時間の制限は各都道府県の青少年保護育成条例等によるものとする。</p> |
| <p> 利用者名簿の作成</p> | <p>4. 利用者に対しては、利用者の名簿を必ず作成する。なお、複数での来店者に対しては、代表者のみの確認によってこれに代えることができる。</p> |
| <p> 授業時間帯の来店者への配慮</p> | <p>5. 小・中学生、高校生が、明らかに授業時間帯と考えられる時間に来店したときは、適切な指導を行い、利用させない。</p> |
| <p> 有害設備・器具の設置禁止</p> | <p>6. 青少年の健全育成を阻害する危険があるわいせつなものや、射幸心をあおる設備や器具等を設置しない。</p> |
| <p> 未成年者の喫煙・飲酒等の防止対策</p> | <p>7. 未成年者の喫煙・飲酒等の少年の健全な育成を阻害する行為の防止に対し、最大の努力をしなければならない。
(1) 未成年者には、たばこや灰皿、酒類を提供しない。
(2) たばこ、酒類の自動販売機は、従業員の目の届くところに設置し、従業員が監視できない場合には設置しない。
(3) 営業店内で喫煙、飲酒等の少年の健全な育成を阻害する行為が行われないよう、定期的に巡回を行う。
(4) 喫煙、飲酒等をしている少年を見かけたら、その場で注意して止めさせる。なお、必要な場合は警察へ通報し、協力を依頼する。</p> |
| <p> 薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止</p> | <p>8. 危険ドラッグ等の薬物、可燃物、危険物の持ち込み及び使用を禁止する。なお、危険ドラッグ等の吸引などを行っている少年を見かけたら、その場で注意して止めさせるとともに、警察へ通報する。</p> |
| <p> 補導活動への協力</p> | <p>9. 地域の少年補導員や警察署等との連携を保ち、必要により補導活動に協力する。</p> |
| <p> 店舗管理者の選任</p> | <p>10. 営業所ごとに常時管理者を置き、従業員に対する指導及び営業店内外の管理を徹底する。
(1) 店舗管理者の氏名を店舗内に掲示する。
(2) 管理者は20歳以上の者とする。
(3) 管理者講習会への積極的な参加に努める。</p> |
| <p> 営業室の開口部と明るさの確保</p> | <p>11. 営業室の状況が、扉を閉めた状態で外部から把握できるよう開口部(窓)と室内の明るさを確保し、風紀上好ましくない行為を厳しく排除するなど、健全な娯楽施設としての営業に努める。</p> |
| <p> 接客行為の禁止</p> | <p>12. 室内で、利用者に対して接客行為を行うことを禁止する。</p> |
| <p> 集客行為の規制</p> | <p>13. 道路その他公共の場所において「客引き、ビラ配り、付きまとい、立ちふさがり」などを行い、通行人に不快感を与える行為を禁止する。</p> |
| <p> 室内の見通しを妨げる行為の禁止</p> | <p>14. 営業室の(開口部)窓をふさぐなど、室内の見通しを妨げることは禁止する。</p> |
| <p> 暴力団関係者の排除</p> | <p>15. 暴力団関係者、暴走族を入店させない。また、暴力団関係者と一切かかわりをもたない。</p> |
| <p> 飲酒運転の防止</p> | <p>16. 利用後、自動車等を運転すると思われる者には、酒類を提供しない。</p> |
| <p> 法令の遵守</p> | <p>17. その他各種法令を遵守し、犯罪の予防、少年の非行防止及び善良な風俗環境の保持に努める。</p> |
| <p> 会員証の掲示</p> | <p>18. 協会員の会員証(プレート)を作成し、営業所の入口に掲示する。</p> |
| <p> 「お客様へのお願い」及び料金表の掲示</p> | <p>19. 「お客様へのお願い」プレートを営業店の入口と客室に掲示する。また、利用料金を明確にするため、料金表の掲示を行う。</p> |



青少年のカラオケボックス入店時の対応

飲酒・喫煙について

- 1 明らかに、未成年と思われる少年が、酒、タバコを持ち込んで飲酒、喫煙をしている
 - 入店時に身分証による年齢確認を徹底すること。
 - 身分証による年齢確認が出来ない場合は、酒、タバコをお客様の手でゴミ箱に捨ててもらおう（未成年者に飲酒や喫煙をする場所を提供するだけでもいけない）。

青少年健全育成条例について

- 2 18歳未満と思われる少年少女が午後10時（11時）以降に来店された
 - 入店時に身分証による年齢確認を徹底すること。
 - 各都道府県の青少年健全育成条例の施行により午後10時（11時）以降に青少年を入店させることは禁じられています。
- 3 18歳未満と思われる少年少女が早い時間に入店し、午後10時（11時）を過ぎても帰らない
 - 条例違反になることを説明し退店（帰宅）を勧告する。
 - 受付時に条例を説明し午後10時（11時）までしか利用できないことを伝える。
- 4 午後10時（11時）以降入店のグループに、18歳未満と思われる少年（少女）が混じっていた。
 - 条例により午後10時（11時）以降には、18歳未満を入店させることができないということを説明する。
- 5 幼児連れのファミリーのお客様が午後10時（11時）以降にご来店された
 - 都道府県によっては、午後10時（11時）以降でも、乳幼児や未就学児童を入店させても問題が無い場合もありますが、その他の県についてはお断りしてください。
 - 保護者が一緒だから、責任はご自分がとると言われても、店舗側も条例違反となります。

「カラオケボックストラブル110番」より抜粋



一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-3 平河町伏見ビル5F
TEL.03-3221-2491 FAX.03-3221-2588 <http://www.jkba.or.jp/>

■ 加盟協会一覧

北海道カラオケボックス協会	〒064-0805	札幌市中央区南5条西4-7 南興ビル	T E L 011-532-1278	F A X 011-511-1282
青森県カラオケ事業防犯協会	〒036-8203	弘前市本町 85-1 明治屋音響店内	T E L 0172-37-1234	F A X 0172-37-2581
岩手県カラオケボックス業防犯協会	〒020-0026	盛岡市開運橋通 4-28 開成プラザ 1 F ㈱東北第一興商 盛岡支店内	T E L 019-654-6631	F A X 019-625-3873
宮城県カラオケスタジオ防犯協会	〒980-0014	仙台市青葉区本町 2-14-6 ㈱東北第一興商内	T E L 022-211-4111	F A X 022-211-4118
秋田県カラオケボックス協会	〒010-0931	秋田市川元山下町 6-27 ㈱アルノ内	T E L 018-823-4144	F A X 018-865-4184
山形県カラオケスタジオ協会	〒998-0042	酒田市上本町 5 番 22 号 ㈱日野プランニング内	T E L 0234-26-8839	F A X 0234-26-6345
福島県カラオケボックス協会	〒963-8024	郡山市朝日 2 丁目 1-5 1 階 ㈱東北第一興商郡山支店内	T E L 024-927-9572	F A X 024-927-9574
東京カラオケボックス防犯協会	〒102-0093	千代田区平河町 1-4-3 平河町伏見ビル 5 F	T E L 03-3512-5650	F A X 03-3512-5651
茨城県カラオケ防犯協会	〒305-0043	つくば市大角豆 2012-125 ㈱STEP内	T E L 029-855-7171	F A X 029-855-7507
栃木県カラオケボックス協会	〒325-0013	那須塩原市鍋掛 1086-202	T E L 0287-63-4004	F A X 0287-63-4004
群馬県カラオケボックス防犯協会	〒371-0804	前橋市六供町 752 ㈱群馬第一興商内	T E L 027-212-5836	F A X 027-212-5845
埼玉県カラオケ業防犯協会	〒336-0017	さいたま市南区南浦和 2-19-13 ロイヤルコーポ 202 号	T E L 048-813-3232	F A X 048-813-3233
千葉県カラオケ事業者防犯協会	〒263-0051	千葉県稲毛区園生町 376-5 ㈱クリスタル 4 F	T E L 043-256-1387	F A X 043-256-1344
神奈川県カラオケボックス協会	〒250-0012	小田原市本町 2-13-20 ㈱湘南第一興商 2 階	T E L 0465-42-9103	F A X 0465-42-9104
新潟県カラオケ防犯協会	〒940-0071	長岡市表町 1 丁目 11 番地 ㈱北陸マックス内	T E L 0258-33-2563	F A X 0258-36-4914
山梨県カラオケレジャー協議会	〒400-0845	甲府市上今井町 661-1 ㈱ライトショップ内	T E L 055-243-3405	F A X 055-243-3403
長野県カラオケスタジオ協会	〒390-0803	松本市元町 1-8-10 ㈱長野第一興商内	T E L 0263-36-2588	F A X 0263-36-8044
静岡県カラオケ BOX 協会	〒433-8105	浜松市北区三方原町 209-1 ㈱ツルミネータープライズ内	T E L 053-414-3363	F A X 053-436-1701
富山県カラオケスタジオ協会	〒930-0897	富山市田刈屋 354-28 Time Planning Japan ㈱内	T E L 076-464-6065	F A X 076-464-6065
石川県カラオケボックス協会	〒924-0865	白山市倉光 7 丁目 26 番地	T E L 076-255-7433	F A X 076-255-7433
福井県カラオケスタジオ協会	〒915-0094	越前市横町 39-8-3 青山観光サービス㈱内	T E L 0778-23-1361	F A X 0778-24-5747
岐阜県カラオケボックス協会	〒450-0003	名古屋市市中村区名駅南 1-7-6 ㈱カジ・コーポレーション内	T E L 052-541-7331	F A X 052-541-5338
愛知県カラオケボックス協会	〒450-0003	名古屋市市中村区名駅南 1-7-6 ㈱カジ・コーポレーション内	T E L 052-541-7331	F A X 052-541-5338
三重県カラオケボックス協会	〒515-2122	松阪市久米町 1216	T E L 0598-31-1121	F A X 0598-56-4844
滋賀県カラオケボックス協会	〒612-8443	京都市伏見区竹田藁屋町 57 ㈱京都第一興商内	T E L 075-603-8866	F A X 075-603-8866
京都府カラオケボックス協会	〒612-8443	京都市伏見区竹田藁屋町 57 ㈱京都第一興商内	T E L 075-603-9111	F A X 075-603-9111
大阪府カラオケボックス協会	〒571-0013	門真市千石東町 38 番 24 号	T E L 072-887-6301	F A X 072-887-7162
兵庫県カラオケボックス協会	〒655-0873	神戸市垂水区青山台 8 丁目 1-25-1404	T E L 078-752-1800	F A X 0799-23-1620
奈良県カラオケボックス協会	〒630-8451	奈良市北之庄町 51-1 ㈱第一興商奈良支店内	T E L 0742-62-5200	F A X 0742-62-6571
和歌山県カラオケボックス協会	〒649-6304	和歌山市中筋日延 296-1 ㈱ミニジョーク関西内	T E L 073-461-3302	F A X 073-461-3721
鳥取県カラオケボックス協会	〒680-0861	鳥取市新 105 ㈱アクティブ内	T E L 0857-20-0005	F A X 0857-24-4564
島根県カラオケスタジオ防犯協会	〒693-0008	出雲市駅南町 3-15-5 カラオケサルサ出雲店内	T E L 0853-21-3050	F A X 0853-21-3051
岡山県カラオケボックス業防犯協議会	〒712-8051	倉敷市中畝 5-2-2 ㈱レーザーメディア内	T E L 086-456-0632	F A X 086-456-5333
広島県カラオケオペレーター協会	〒730-0031	広島市中区紙屋町 2 丁目 2-18 サンモール 4F	T E L 082-546-0746	F A X 082-546-0746
山口県カラオケスタジオ防犯協議会	〒740-0026	岩国市車町 2-9-43 ㈱トーゴマシニングサービス内	T E L 0827-24-9161	F A X 0827-24-4856
徳島県カラオケボックス協会	〒770-0004	徳島市南田宮 3 丁目 1-27 ㈱第一興商徳島支店内	T E L 088-634-1555	F A X 088-634-1557
香川県カラオケボックス協会	〒761-8064	高松市上之町 1-10-10 ㈱第一興商高松支店内	T E L 087-815-0520	F A X 087-866-1310
愛媛県カラオケボックス協会	〒790-0843	松山市道後町 2-3-7 ㈱第一興商松山支店内	T E L 089-922-4444	F A X 089-922-3444
高知県カラオケボックス協会	〒780-0071	高知市高埜 4-15 ㈱第一興商高知支店内	T E L 088-854-9090	F A X 088-882-2332
福岡県カラオケスタジオ防犯協会	〒810-0041	福岡市中央区大名 2 丁目 10-31 ネオハイツ天神 1105	T E L 092-717-8353	F A X 092-717-8358
佐賀県カラオケスタジオ防犯協会	〒845-0001	小城市小城町北小路 252-2 カラオケパステルトーン内	T E L 0952-72-1400	F A X 0952-72-1400
長崎県カラオケボックス協会	〒851-2103	西彼杵郡時津町元村郷 814-9 カラオケグランプリサンマリノ内	T E L 095-881-7008	F A X 095-801-4117
熊本県カラオケスタジオ協会	〒861-8001	熊本市北区武蔵ヶ丘 8-1-30 カラオケハーモット内	T E L 096-337-5660	F A X 096-337-5950
大分県カラオケ BOX 協会	〒870-1133	大分市宮崎 5 反田 829-1 クイーンズエコー内	T E L 097-567-6208	F A X 097-567-6219
宮崎県カラオケボックス協会	〒882-0845	延岡市安賀多町 1-4-4 ㈱南九州ビーエムシー内	T E L 0982-32-3766	F A X 0982-22-1733
鹿児島県カラオケボックス協会	〒898-0012	枕崎市千代田町 40 枕崎ボーリングセンター内	T E L 0993-73-1673	F A X 0993-72-4265
沖縄県カラオケスタジオ協会	〒901-0155	那覇市金城 3-4-11 ㈱沖縄第一興商内	T E L 098-859-9777	F A X 098-859-9888